

水俣病報道の責任

— 全国紙の役割から —

▽朝日新聞 野上隆生 (20141211)

■■■1956～69年のマスメディアの怠慢

病状のひどさ、被害者の広がり、対応、救済の遅れ。いずれをとっても、世界に類を見ない悲惨な環境破壊。企業と行政ぐるみの「犯罪」だといっていい状況。それを特に初期の段階で見抜けなかった報道の責任は重い。

【1】朝日新聞は水俣病をローカルニュースとしてとらえていたのか

- 1953年06月16日 ネコの死亡が続いて困ったので、殺鼠剤を支給したという記事。水俣病関連を推定させる最初の記事。熊本版
- 1956年05月01日 新日本窒素肥料水俣工場付属病院から水俣保健所に奇病患者多発の報告。この公式確認の日前後、報道なし。
- 以降、5月中に西日本、水俣タイムズ、熊日各紙が相次いで「水俣に奇病」など報道
- 1956年08月19日 熊本版にも「ボラ漁さっぱり／“新日窒のせい、と漁民”
- 1956年08月25日 西部本社版に「水俣地方（熊本）に奇病／病原体わからず高い死亡率／熊大など究明に懸命」。水俣奇病対策委員会の調査の結果、周辺地域で30人の患者発見し、うち11人が死亡。現地記者が全国ニュースだと判断して記事を送稿したが、東京には不掲載。西部版も扱いは小さく、統合版で消える。
- 1959年07月14日 熊本大研究班が有機水銀と突き止めたという特ダネが東京に載らず。九州では大きな扱い。このときすでに死者は20人超えていたことも、工場廃が原因とわかった事実も、東京ではボツ。
- 1959年10月 ネコ400号の実験。チッソ、箆口令を敷いてひた隠す。明らかになるのは、1968年08月27日の朝日新聞記事。宇井純氏らの報告で。
- 1959年11月03日 「水俣病（熊本県）で漁民騒ぐ／警官72人が負傷／新日窒工場に押しかけ」。東京社会面トップで写真入りの大きな扱い。漁民がチッソの水俣工場に押しかけ、事務所などを壊して警官隊と衝突したとき、初めて大きな扱いに。
- 1959年12月 チッソ、患者との間に見舞金協定締結（死者に30万円、大人の患者に年金10万円、子供に3万円を出すかわりに、「将来、水俣病の原因が工場廃水と分かった場合にも、新たな補償金の要求はいっさい行わないものとする」との契約書）

4 本社製の壁が立ちほだかり、東京本社紙面に載せられず、政治や行政を動かす東京（永田町と霞ヶ関）に、地方の切実な現状を訴える記事を届けることができなかった。

【2】非水銀説に振り回され、原因確定の引き延ばし工作に乗せられてしまったのか

- 通産省とチツソが非水銀説を次々に打ち上げる
 - ・爆薬説（大島竹治・日本化学工業協会理事）
 - ・有毒アミン説（清浦雷作・東京工業大教授）
- 1959年11月 厚生省、食品衛生調査会に答申。食品衛生調査会は、「工場廃水による有機水銀が原因」とする水俣食中毒特別部会の結論をそのまま承認し、答申
- 1959年11月 「漁民騒ぐ」の記事中、「水俣病とは」の「注」に、「有機水銀説と爆薬説が対立している」と添えられていた
- その後に通産省に出された清浦説は、記者発表され、「考えられぬ工場廃水／水俣病の原因／清浦教授が研究報告」と報じられた。清浦説は調査会で一蹴されているのに
- 1960年4月 4省庁でつくる水俣病総合調査研究連絡協議会の席上、清浦アミン説、さらに詳しく報告。熊大の水銀説と清浦の非水銀説を並行して取り上げていくと発表→東京でも大きく掲載

チツソは学者を動員して原因確定を引き延ばし、その間、患者を増やし、救済を遅らせた。その際に使った手法は――

（1）日本化学工業協会、清浦らの協力で「学会に対立があり、原因は確定していない」という状況をつくり出した。清浦説などに説得力があったわけではないのに。

（2）「地方対東京」の構図を徹底利用。熊本大学に対して東京の学者を対峙させ、地方蔑視の傲慢な姿勢をみせて東京で記者発表。清浦説の論文には東大医学部の協力をことさら強調。中央官庁の権威を利用し、官庁ごとに置かれた報道の取材体制を巧みに利用した。

新聞はまんまと策略に乗り、引き延ばしに一役買った。「報道の中立」が逆手に取られた。

本来なら1959年11月の食品衛生調査会の答申が政府見解となり、水俣病は公害病に認定されてしかるべきだった。そうなっていれば、焦点は患者の救済や工場廃水の規制措置などに移る。だが、厚生省が答申を握りつぶした。産業振興が国是という時代背景のもと、原因究明を厚生省だけでなく、通産省、水質保全を担当する経済企画庁、水産庁の4省庁であたろうと提案。厚生省を抑え込んだ。そのてこになったのが清浦案だった。

結局、政府が公害病に認定したのは、1965年の新潟水俣病確認後の1968年9月だった。

■■■1973年第3水俣病報道以降、追及記事がなかった

【3】第3水俣病報道は拙速だったか

- 1971年06月 熊本県の委託研究として、熊本大医学部の「10年後の水俣病研究班」発足＝2次研究班。立津政順・熊大医学部神経精神学科教授は「水俣では軽い症状の患者を見落としているのではないか」（1969年04月の第4回脳のスィンポジウム）という問題意識を持っていた。立津教授と、武内忠男教授（病理学）が研究班をリード。9講座が

参加。熊大あげての体制に。

○研究班の問題意識

- 1) 公式確認から十数年が経過し、加齢による変化や症状の推移がある
- 2) 死亡後の解剖で認定された例がある
- 3) 新潟では遅発性水俣病も提起されている
- 4) 熊本でもハンター・ラッセル症候群のほか、不全型や不顕性も問題となっている
- 5) 国際的にも水銀汚染が問題になっている

○調査の結果、濃厚汚染地区（湯堂、出月、月浦）、中程度汚染地区（天草・御所浦）、非汚染地区（有明町）のうち、有機水銀の汚染は受けていないはずの有明町で水俣病と同じ症状をもつ患者がいたという指摘。水俣病特有の症状が8人、その疑いが2人。

○1973年に出た二次研究班の報告書「10年後の水俣病に関する疫学的、臨床医学的ならびに病理学的研究（第2年度）」（白本）の総括で、班長の武内教授が「有明地区の患者を有機水銀中毒症とみうるとすれば、過去の発症と見るとしても、これは第2の新潟水俣病に次いで第3の水俣病ということになり、その意義は重大であるので、今後この問題は解決されねばならない」と記す。

●1973年05月22日 この武内総括をもとに、朝日新聞がスクープ。「有明海に『第三水俣病』／天草・有明町で8人の患者／熊本大研究班が最終報告／汚染源は沿岸工場」の見出し。以降、各紙が「第三水俣病」報道で過熱。1次訴訟の熊本地裁判決から2カ月後。全国的関心の高まりもあり、日本列島は水銀パニックに。

○公式確認直後の昭和30年代、マスコミが関心を寄せなかったことが被害を広げたのではないかとの反省もあって、より大きな報道になった。

○汚染源として、宇土市の化学工場が疑われた。宇土半島、大牟田市、徳山湾、新潟の関川と、水銀汚染が拡大。魚が売れなくなり、漁民抗議集会、工場交渉が相次ぐ

○報道された当日、環境庁など4省庁の調査団が熊本に派遣される。1973年07月には環境庁の検討会発足。

○元鹿児島大学長・井形昭弘氏「患者がいないはずの地区に患者がいるというのなら、これは診断をきちんとしなければ、水俣病診断がおかしいんじゃないかと思った」と診断を否定。二次研究班の診断方法そのものが誤りだとされた。

●1973年08月17日 検討会は有明町の二人を「現時点では水俣病ではない」と結論づける。このあと、次々に「シロ判定」。熊本大医学部臨時教授会も環境庁検討会の結論を追認。武内、立津両教授の大学内外での影響力、次第に弱まる。

○2次研究班の診断の否定は熊本第一内科。徳臣晴比古・第一内科教授 vs. 立津、武内教授。武内教授「水俣病におけるガリレオ裁判」「結論はすでに（否定で）決まっていた」

○第3水俣病に「シロ判定」が出て水銀パニックは収束。立津教授「今回検討された人たちがもし水俣在住だったら、完全にシロとは言い切れない」。

朝日新聞のスクープは拙速だったのか。取材過程で報告書を書き写すことをこと断られ、いざ掲載の段になると武内教授から掲載中止の申し出もあったが、押し切ったの掲載。当時のアセトアルデヒド生産工場7カ所、塩化ビニール生産工場15カ所の所在地と生産実績、生産開始年、排水先の河川や海を列挙。汚染の広がりを明らかにしたいという狙いもあった。だが、「もっと冷静な報道はできなかったのか」という批判はある。丸山定巳・熊本大名誉教授は「報告書では微妙な言い回しになっていたものが断定的な事実と報道され、一人歩きした。報道が事件をつくった面もある」と指摘

【4】第3水俣病が否定された後、追及記事がなかった

○2次研究班ができたのは、川本輝夫氏が逆転認定され、環境庁が「否定できない場合は認定」とする事務次官通知を出した年。「現在の認定基準は妥当か」「水俣病の症状はもっと多彩ではないのか」という声が研究者の中から出ていた時期の調査開始だった。

○2次研究班の大きな成果

- (1) 水俣地区でその後も水銀による汚染が続いていた
- (2) 御所浦島や県外移住の患者の存在を確認して、汚染の広がりを指摘
- (3) 第3水俣病騒ぎを機に、魚介類における水銀の暫定規制値が設けられた
- (4) 1941年11月に湯堂で生まれた最も早期の胎児性患者とみられ女兒を発見。1942年2月に生まれた月浦の女性を水俣病と確認。後に認定される患者のうち最も早い例だった。こうした初期の患者発生を確認した。
- (5) 中度、軽度の患者に見られる感覚障害を確認

○だが、科学的、医学的な決着はついておらず、追及の継続をバックアップする報道もなくなった。2次研究班が調べた貴重な成果は顧みられることなく、次第に忘れられていった。マスコミが継続的にフォローしなかったことこそが大きな反省点ではないか。

第3水俣病騒動を収束させる動きが、1971年の事務次官通知を事実上変更し、症状の組み合わせを厳密に求める1977年の判定条件策定へとつながった。2次研究班が明らかにした中度、軽度の水俣病の存在が2次研究班もろとも無視されることで、「感覚障害だけの水俣病を認定しない」という現在につながる国の方針を強固にしてしまった

■■■ 2つの政治決着

○1995年の第1次政治決着 報道は盛り上がったが、感覚障害のみの水俣病の存在を認知させるまでには至らず、最終的に政治決着を追認した。だが、いったん静まっていた認定申請が2004年の最高裁判決を機に急増。第2次政治決着へと向かう。

○2009年の第2次政治決着 これまでの歴史的経緯を踏まえ、キャンペーンを展開した。テーマは、「チッソ水俣工場がアセトアルデヒドの製造を止めた1968年より後に生まれ

た世代にも水俣病患者はいる」ということの証明。科学、医学データを的確に押さえる。

- 2009年07月15日に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（水俣病被害者救済特措法）の成立直前（7月7日付）に掲載した記事「救済法対象外200人超」は、西部紙面では1面トップと社会面トップだったが、当日の東京紙面では第2社会面3段の記事「『69年以降』も200人症状 水俣病救済法案の対象外」だった。掲載当日、参院環境委員会の特措法案審議があったが、まったく話題にも上らなかった。
- 以降、連日、1969年以降の患者をめぐるキャンペーン「隠された水俣病」開始。西部紙面のみだったが、節目には適宜、東京、大阪用にも原稿を書いた。
- キャンペーンの中で、高岡滋・協立クリニック院長と原徳寿・環境省環境保健部長の紙面対論を実現。原氏の発言を巡って、水俣病患者団体などが「被害者を『ニセ患者』呼ばわりしている」と猛反発。原部長は当時の斉藤環境相に嚴重注意を受け、3度にわたって地元で陳謝に訪れる事態となった。
- 2009年09月に初めて行われた大検診の結果、特措法に定めた指定地域以外にも水俣病の疑いがある例がたくさん見つかった。以降、年齢による線引きと地域による線引きがいかに不合理であるか、数多くの患者を取材してキャンペーンを継続。
- 報道の効果はあったのか。現実の救済対象となったケースは、臍帯を持っているなど、汚染魚を食べた物的な証拠がある人に限られた。それが効果と言えるかどうか……。
- 2012年07月には高岡医師と協力して、天草調査を4社共通で大きく掲載した。「隠された水俣病」キャンペーンの集大成的な調査報道だった。

4 本社制の壁を打ち破る努力は、今も継続中。だが、東京から見てローカルニュースだと判断されるケースは多く、なかなか難しい現実もある。さらに全国に記事が届く努力を続けていかねばならないと考えている。